

令和 2 年度

# 家庭用太陽光発電システム 設置助成のご案内

区民の方が太陽光発電システムを設置する際の経費の一部を助成します。

◎受付期間 令和 2 年 4 月 1 日（水）～令和 3 年 3 月 19 日（金）

◎先着順受付で、予算に達した時点で終了します。

## 太陽光発電システム設置メリット



### ★地球温暖化防止に役立ちます★

地球温暖化は大量の二酸化炭素を排出することによって引き起こされています。太陽光発電は発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーのため、地球温暖化防止に貢献します。

### ★大切な資源を次世代へと引き継ぐのに役立ちます★

石油や天然ガスなどの資源はいずれ枯渇するといわれています。これらの資源の代わりにエネルギー源が無尽蔵の太陽のエネルギーを利用する太陽光発電を活用することによって、貴重な資源を次世代へと引き継ぐことができます。

### ★停電・災害時に役立ちます★

突然の災害により停電になった場合でも、電気機器の使用が可能です。

※公益財団法人東京都環境公社の「東京ソーラー屋根台帳」でご自宅の屋根の太陽光発電への適合度を確認できます。



### 区からのお知らせ

区では、平成 30 年 3 月に「品川区環境基本計画」を策定し、区民・事業者・区が協働し互いに力を出し合い地球温暖化対策に取り組むことを決めました。

## 対象機器・助成金額・件数

1 kWあたり3万円を助成します

機器の種類	機器の要件	助成対象経費	助成金額・予定件数
太陽光発電システム	財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたもの、またはそれに準じた性能を持つもので、区が認めるものであること	・機器本体および付属機器の購入に要する経費 ・設置工事費	予算総額270万円 （1件3kWまで） 上限9万円×30件

## 助成対象者

助成対象者は、次の要件を備えた方です。

- （1）区内で未使用の機器を設置した住宅に居住する方であること。
- （2）自らの所有でない住宅に設置する場合は、所有者の承諾を得ていること。
- （3）機器の設置日が令和2年4月1日以降であること。
- （4）過去にこの助成制度を利用していないこと。 ※業務用との併用はできません。
- （5）区分所有建物に設置する機器が、区分所有者全員の共有となる場合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者又は第47条第2項の管理組合法人であること。
- （6）特別区民税・都民税を滞納していないこと。
- （7）法令等および公序良俗に反していないこと。

## 注意事項

次の要件をご了承の上、申請してください。

- （1）令和2年4月1日以降の機器の設置日から申請できます。
  - （2）申請に必要な書類が揃った方から先着順に受け付け、審査し、助成を行います。
  - （3）機器の稼動に関係のない付属品等の経費は対象になりません。
  - （4）算出した助成金額の千円未満の端数は切り捨てとします。
  - （5）助成金額は他の公的助成制度も合計して設置費用を上限とします。
- ※ 申請者は、手続書類全てに朱肉を使う同一の印鑑（認印可）を押印してください。  
※ 受付期間後に機器を設置した場合、助成対象外となります。

※経年劣化等により、太陽光発電設備のモジュールが発火し建物火災が発生することが想定されるため、野地板には、不燃材料を敷設するなどの配慮をお願いします。

## 申請書添付書類

(※コピー可)

	添付書類	発行機関	種別	
			個人住宅	集合住宅 (区分所有)
1	機器の設置日が確認できる書類 *1	機器販売業者等	○	○
2	住民票の写し（発行後 3 カ月以内）	区役所戸籍住民課・ 地域センター	○	○ 管理者・代表者
3	機器設置に係る領収書	機器販売業者等	○	○
4	機器設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書・見積書等（内訳書から領収書の金額が確認できること）	機器販売業者等	○	○
5	機器枚数が確認できる機器設置完了後の写真（撮影日記載）	—	○	○
6	出力対比表	機器販売業者等	○	○
7	令和元年度特別区民税・都民税納税証明書*2	区役所税務課・ 地域センター*3	○	—
8	承諾書（設置した建物が自己のみの所有でない場合）	—	○	—
9	機器設置に係る議決書等	管理組合	—	○
10	管理規約	管理組合	—	○
11	管理者・代表者の選任が確認できる議決書等	管理組合	—	○

\*1 実際の機器の設置日が分かる書類が無い場合は、申立書が必要です。

\*2 税の証明書は年度・種別（課税証明書・領収書不可）に注意してください。

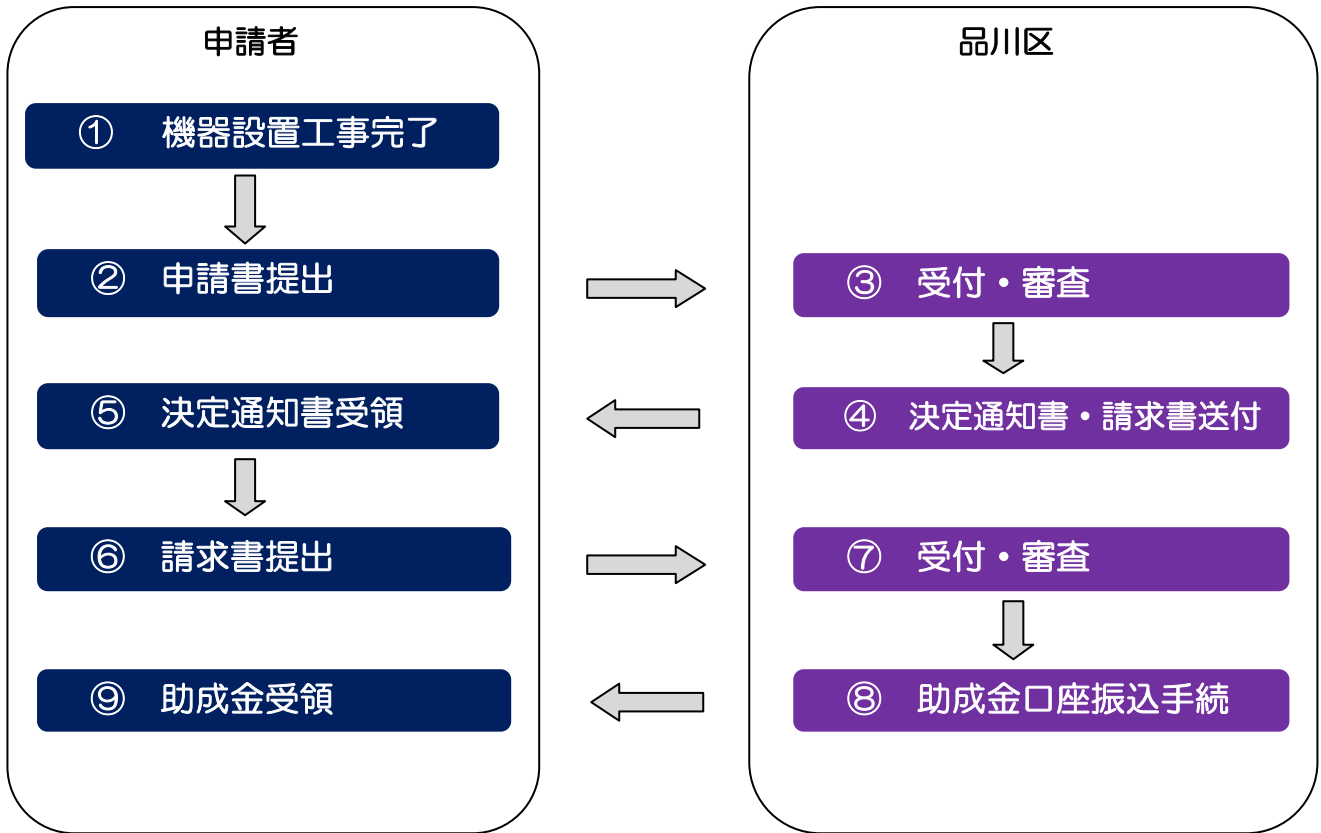
\*3 住民税の証明書取得先は令和元年 1 月 1 日に住民登録していた区市町村です。

※ その他必要に応じて上記書類以外についてもご提出いただく場合があります。

## その他

助成後はアンケートにご協力いただきます。

## 助成金受領までの流れ



### 申請書提出にあたっての注意

申請書類一式を、設置工事完了後に環境課窓口に提出してください。※必要書類がすべて揃っていないと受付はできません。郵送の場合、不備があればご連絡しますが、書類がすべて揃うまで審査ができません。（不備書類の返送は行いません。）

書類の揃っている方から審査して、助成を決定します。

（受付最終日は、午後5時までに環境課担当者が必要書類をすべて受け付けして、内容を確認している必要があります。）

#### 問い合わせ先

品川区 都市環境部 環境課 環境管理係

〒140-8715 品川区広町2-1-36

TEL 5742-6949

FAX 5742-6853